

令和3年度市場検証(中間報告)

【電気通信事業者の業務の適正性等の確認】

令和4年4月8日
令事務局

○ 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

- ① 客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)
- ② MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態の把握(重点的検証項目)
- ③ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)
- ④ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(移動系)
- ⑤ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

(参考資料)

- ・事業者アンケートについて
- ・非公開ヒアリング(NTT東西、NTTドコモ)について

- 電気通信事業者の業務の適正性等の確認として、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等及びNTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等について、市場検証基本方針で定めた確認項目を定期的に確認。
- また、令和3年度の年次計画において定めた重点的検証の対象項目を確認。

項目		確認方法
重点的検証	客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証	<ul style="list-style-type: none"> ● 要請(※1)に基づくNTTグループ提出資料 ● 事業者アンケート
	MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者等ヒアリング(MVNO委員会、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク) ● 事業者アンケート
市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)		<ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対する非公開ヒアリング ● NTTグループ提出資料(※2) ● 事業者アンケート
市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(移動系)		<ul style="list-style-type: none"> ● NTTドコモに対する非公開ヒアリング ● NTTグループ提出資料(※2) ● 事業者アンケート
NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果		<ul style="list-style-type: none"> ● NTTグループ提出資料(※3) ● 事業者アンケート

※1 「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について(要請)」(令和3年10月29日総務省総合通信基盤局長)

※2 NTT東西及びNTTドコモに対する非公開ヒアリングの内容を受けた追加確認事項への回答など

※3 事務局より発出した公正競争条件の遵守状況等に係る確認事項への回答など

- ① **客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)**
-

客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による 不当に優先的な取扱い等の有無等の検証の内容

- 「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表5(1)②及び別表6(1)②について、定点的に確認する情報に加え、**関係事業者等から取得したデータに基づき、以下のA～Dの検証を行った。**

A 局舎スペースの利用に関する検証

一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペースや電力のリソースがDランクとなっているビルの中で任意に抽出したNTT東西の局舎について、一般コロケーションを含めた、NTTグループ各社及び他事業者からの申込みへの対応状況のデータをNTT東西から取得し、そのデータに基づき検証を行う。

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証

NTT東西における各種手続(加入光ファイバ、中継光ファイバのほか、主要なサービス卸先事業者との光サービス卸に係る手続が想定される。)について、事業者側の対応状況の違い等も考慮しつつ、可能な範囲でNTTグループ各社に対する手続のリードタイムと他事業者に対する手続のリードタイムの平均日数を比較するなどして検証する。

C NTT東西の接続機能要望等に関する検証

NTTドコモ及び他のMNO各社から、基地局回線等の自己設置比率・NTT依存度等を把握した上で、NTT東西への基地局回線等の設置要望など、NTT東西の接続機能要望の受け入れ結果を把握し、類似の要望事例において、NTTドコモの要望のみを受け入れる等、不当に優先的な取扱いがされていないか、可能な範囲で、そうした要望事例を比較し、事後的に検証する。

D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証

禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行っているような事業者が存在するか否かについて、各事業者の協力を得て、仕入価格や再卸価格等のデータを取得し、そのデータに基づき確認する。

(注) 第25回電気通信市場検証会議資料25-4の9頁に記載した「NTT東西におけるネットワーク調達取引の検証」(※)については、令和4年度検証において実施する。

(※) NTTドコモとNTTコムとのネットワークが一体化される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間におけるネットワーク調達にかかる取引の状況について、可能な範囲でNTT東西における県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者及び調達価格のデータを得るほか、必要に応じて、競争上の問題を検証するための比較対象として、可能な範囲で他事業者におけるネットワーク調達状況(他者調達の場合の調達先事業者、調達価格)のデータを得ることにより、継続的に確認していく。

客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による 不当に優先的な取扱い等の有無等の検証結果(暫定)①

A 局舎スペースの利用に関する検証

- スペース又は電力について、Dランクが一定期間(前年9月末日時点で、3年以上)継続しているNTT東西局舎及び直近1年間(前年10月から当年9月)にCランクからDランクとなったNTT東西局舎(以下「検証対象局舎」という。)につき、以下のデータを確認した。
 - － 直近1年間(前年10月から当年9月)における、NTTグループ各社及び他事業者からNTT東西に対する、検証対象局舎の義務コロケーション及び一般コロケーションの利用申込並びに当該利用申込への対応状況
 - (1)利用申込・対応結果
 - (2)ランク変動情報の通知情報
 - (3)提供料金
 - (4)仮想コロケーションの利用申込・対応結果
- 検証対象局舎は合計で847箇所(NTT東:504箇所、NTT西:343箇所)であり、当該局舎への申込総数3,247件(NTT東:2,042件、NTT西:1,205件)を確認した結果は以下のとおり。

(1)利用申込・対応結果

同一局舎において義務コロケーションと一般コロケーションの利用申込が両方存在する局舎が合計で110箇所(NTT東:51箇所、NTT西:59箇所)存在し、当該局舎における利用申込が合計で830件(NTT東:472件、NTT西:358件)存在した。これら全てについて、利用申込への対応結果を比較した。

すると、8箇所(NTT東:3箇所、NTT西:5箇所)では、他事業者の義務コロケーションは「条件付可」のみとされている中、NTTグループの一般コロケーションは「提供可」とされている場合があることが確認された。しかしながら、これら8箇所について、その個別要因を確認したところ、以下のとおりであった。

- 4箇所については、先行して申込のあったNTTグループの一般コロケーションに係る回答タイミングには、リソースの空きがあったため(実際、後に申込のあったNTTグループの義務コロケーションが「条件付可」とされている場合もみられた。)
- 2箇所については、電力(又はスペース)リソースに起因する「条件付可」であり、スペース(又は電力)リソースは「提供可」として公平に払い出されていた。
- 1箇所については、NTTグループの一般コロケーションは、既存利用中の電力リソース内での装置の取替による「提供可」であった。
- 1箇所については、NTTグループの一般コロケーションの申込から申込回答を行うまでの間に、電力リソースの空き状況に変化が生じ、払出可能となったものであった(契約変更等によりリソースに空きが生じた場合、その時点で申込・申込回答待ちとなっている事業者に当該リソースを先行して払い出すことは、他事業者に対しても同等に実施されていた。実際、同様に他事業者の義務コロケーションが「提供可」とされている場合もみられた。)

なお、反対に、他事業者の義務コロケーションは「提供可」又は「条件付可」とされている中、NTTグループの一般コロケーションは「提供不可」のみである局舎も同程度みられた(12箇所(NTT東:11箇所、NTT西:1箇所))。また、残りの90箇所(NTT東:37箇所、NTT西:53箇所)では、NTTグループの一般コロケーションと他事業者の義務コロケーションの利用申込への対応結果は同等であった。

A 局舎スペースの利用に関する検証(続き)

(2) ランク変動情報の通知情報

Dランクビルに空きが生じた際には情報開示日当日に、NTTグループ・他事業者含む延べ125事業者(NTT東:52事業者、NTT西:73事業者)に対し一斉に、計281回(NTT東:137回、NTT西:144回)メール通知がなされていた。

(3) 提供料金

同一局舎において義務コロケーションと一般コロケーションの利用申込が両方存在する局舎のうち、義務コロケーションと一般コロケーションの提供料金を比較できる局舎が合計で17箇所(NTT東:4箇所、NTT西:13箇所)存在した。これらの局舎ごとに、提供料金を比較したところ、NTTグループの一般コロケーションの提供料金が他事業者の義務コロケーションの提供料金を上回っていた。

なお、NTTグループの一般コロケーションの利用申込(電力のみ)において、提供可とされているにも関わらず、電力設備の利用料金の適用がないとされている1箇所(NTT東)について、その要因を確認したところ、以下のとおりとのものであった。

- ・ 当該局舎は、有償の受電・発電設備が存在しないため、整流設備や蓄電池を利用しない限り、義務コロケーション・一般コロケーションともに、電力設備の利用料金が発生しない(電気代は要)ことを確認した。

(4) 仮想コロケーションの利用申込・対応結果

仮想コロケーションの利用申込は5件(NTT東:3件、NTT西:2件)あり、いずれも提供可との回答がなされていた。

⇒以上より、令和3年度検証においては、局舎スペースの利用に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による 不当に優先的な取扱い等の有無等の検証結果(暫定)③

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証

- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西が加入光ファイバ、中継光ファイバの申込みを受けてから提供開始するまでのNTTグループ各社及び他事業者のうち、主要な接続事業者別のリードタイムの平均日数及び日数の分布について、データを取得次第、総務省において検証を実施し、次回会合に報告予定。
- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西が光サービス卸の申込みを受けてから提供開始するまでのNTTドコモ及び他事業者のうち、主要な卸先事業者別の平均日数及び日数の分布について、データを取得次第、総務省において検証を実施し、次回会合に報告予定。

C NTT東西の接続機能要望等に関する検証

- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西に対する新たな接続機能要望への対応について、事前調査申込回答や接続申込回答の状況(申込日、回答日)を確認したところ、NTTドコモの要望のみが受け入れられていることはないとのことであり、また、NTTドコモの要望と類似の要望事例(他事業者)とを比較すると、申込日から回答日までの期間は同等となっていた。また、直近1年間(前年10月から当年9月まで)にNTT東西が拡大した光エリアにおいて、各事業者への情報開示日前に、NTTドコモからの加入光ファイバの接続申込を承諾した事例について確認したところ、NTT東西が、新たに拡大した光エリア(加入光ファイバの提供エリア)において、各事業者への情報開示日前にNTTドコモへ加入光ファイバの接続申込を承諾した事例はないとのことであった。

⇒以上より、令和3年度検証においては、NTT東西の接続機能要望等に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証

- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西からNTTグループ会社へ卸された後、他のNTTグループ会社へ再卸されているFTTH卸(契約数が3万以上の場合に限る。)について確認したところ、NTT東西からの卸契約数が3万以上の卸先事業者は、NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ・NTTぷららが該当するが、NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ・NTTぷららから、NTTグループ会社に対するFTTH卸について、卸契約数が3万以上の卸先事業者は該当なしとのことであった。
- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTTドコモからNTTグループ会社へ卸された後、電気通信事業法第30条に基づき総務大臣が指定したNTTドコモの特定関係法人へ再卸されているMVNO卸(契約数が3万以上の場合に限る。)について確認したところ、NTTドコモからの卸契約数が3万以上の卸先事業者は、NTTコミュニケーションズが該当し、NTTコミュニケーションズから、NTTグループ会社に対するモバイル卸について、卸契約数が3万以上かつ特定関係法人に該当する卸先事業者は、NTTPCコミュニケーションズが該当するとのことであった。
- NTTコミュニケーションズにおける、NTTドコモからの仕入価格・NTTPCコミュニケーションズへの再卸価格を確認したところ、再卸価格が仕入価格以上となっていた。

⇒以上より、令和3年度検証においては、グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

- ② MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い、
接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態の把握
（重点的検証項目）**
-

実態把握の結果等(暫定)

- 「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表6(3)③について、定点的に確認する内容に加え、**MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態**や、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態について、**関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じて把握・検証を行った。**

ヒアリング及びアンケート結果(概要)

(規制対象事業者の範囲について)

- MVNO委員会に対するヒアリングでは、MNOのグループ内MVNO優遇に係る懸念事項として、設備利用面及び営業面での懸念点のほか、エコノミーMVNOについての懸念点が示され、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し、事業法第30条に基づく禁止行為規制を適用すべきとの意見が示された。また、総務省において、定期的にグループ内取引の実態把握や検証を行うことが重要であるとの意見も示された。
- 一方、現在、禁止行為規制の対象事業者となっていないMNOのうち、KDDI及びソフトバンクに対するヒアリングでは、MNOとMVNOの公正競争のための同等性確保は、第二種指定電気通信設備制度において検討・対応できる課題であり、仮に同等性確保に具体的な問題が生じた場合には、第二種指定電気通信設備制度において検討することが適当との意見が示された。
- また、独立系のMVNOに対する事業者アンケートでは、一部事業者から、NTTドコモ以外のMNOにおいて、グループ内事業者の優遇に係る疑わしい事例が寄せられたが、当該事例についてMNO事業者への事実確認を行ったところ、現時点では当該MNOによるグループ内事業者の優遇は確認できなかった。

(規律の内容の在り方について)

- NTTドコモがその特定関係法人であるNTTぷららを吸収合併するという動きがあるところ、競争事業者に対するヒアリングでは、当該行為によって、NTTドコモに課せられている事業法第30条に基づく禁止行為規制を潜脱的に回避できるとの意見が示された。また、こうした企業統合(旧NTTから分離した会社の企業統合も含む)による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する措置が必要との意見も示された。
- この点、構成員からは、組織再編は新サービスの創出、イノベーションの促進などメリットが存在し、一概に禁止されるべきでないとの意見や、市場検証会議等の場で、NTTグループの組織再編について、事前に、公正競争上の問題がないこと等の説明をNTTグループから受けた上で検証等を行っていくべきとの意見、検証等の結果、公正競争上の問題があれば、NTT法等に基づき是正していくことも考えられるのではないかと意見などが示された。

- 現在、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者となっていないMNOのうち、KDDI及びソフトバンクにおいて、グループ内事業者への優先的な取扱いや、接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が行われていることは、現時点では確認できなかった。
- 他方で、禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、現時点では当該指定はなされていない電気通信事業者に対し、定期的にグループ内取引の実態把握や検証を行うことが重要との意見が示されていることも踏まえ、当該指定はなされていなくとも、継続的な検証を行う必要があるのではないか。
- また、今後、NTTグループにおける組織再編(NTTドコモによるその特定関係法人^{※1}の吸収合併(電気通信役務の提供に影響を及ぼす吸収分割・事業譲受けも含む。)や旧NTT(NTT持株・NTT東西)と旧NTTから分離した会社^{※2}との合併をいう。以下同じ。)が発生した場合には、必要に応じて、市場検証の取組においても、何らかの対応を行う必要があるのではないか。^{※1} 電気通信事業法第30条に基づき総務大臣が指定する者に限る ^{※2} NTTデータ、NTTドコモ、NTTコムウェア、NTTコミュニケーションズ
- 対応するとすれば、例えば、組織再編に係る対応等(①総務省に対し、組織再編の内容について説明することがNTTグループには求められること、②総務省は、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性があることと認める場合には、必要に応じて、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討すること、③検討の結果、必要に応じて、市場検証会議における事後的な検証を実施するほか、公正競争上の具体的な問題があれば、電気通信事業法又はNTT法に基づく対応もあり得ることなど)を明らかにしておくことが考えられるのではないか。

**③ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する
遵守状況等の確認(固定系)**

- 市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、**市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等**について確認を行った。
- 固定系通信における確認対象者、確認項目及び確認方法は、市場検証基本方針の別表5に定めたとおり。
- なお、令和3年度においては、市場検証会議における非公開でのヒアリングを通じた確認も行った。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><接続関連情報の目的外利用・提供> NTT東西は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第1号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> － 設備部門の居室においては、設備部門以外の部門の業務に従事する者が容易に入退室できないよう、電子的認証装置や監視カメラ等により管理を徹底。 － 接続関連情報を有するシステムは、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限を付与。 － 設備部門の全社員等を対象に接続関連情報に関する規程を遵守させるため、電気通信事業法における禁止行為等に関する規程の概要、施行規則の求める要件、当該規程の解説、接続関連情報の適正な取扱いに関する基本的な知識等を内容とする研修を実施。 － 電気通信事業法施行規則第22条の7第13号に定める監視部門は、NTT東西の組織規程により、設備部門から独立した組織である情報セキュリティ推進部と定めており、書面または実地による定期的な監視を実施。 ● また、NTT東西に対するヒアリング等を通じて、監視部門による監視の結果、情報の持出管理、アクセス権限管理、委託先管理に関して、法令には違反しないものの、監査部門が設備部門に対して指摘事項又は指導等を行い、それらを受け、設備部門における改善の取組がなされていることを確認した。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き監視。 ● 監視部門による監視の結果、法令には違反しないものの、監査部門が設備部門に対して指摘事項又は指導等を行い、それらを受け、設備部門が行った改善の取組等について、「禁止行為規定遵守措置等報告書」の内容にも反映させるよう求める。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><電気通信業務に関する不当な差別的取扱い等> NTT東西は、電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることは禁止されている。(電気通信事業法第30条第4項第2号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 客観的・定量的なデータに基づく検証結果は、5～7頁のとおり。 ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。 －契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。 ● また、NTT東西に対するヒアリングにおいて、申込日から工事完了日までのリードタイムにかかる同等性確認を行う必要性について指摘がなされたことから、7頁のとおり、データを取得次第、総務省において検証を実施予定(次回会合に検証結果及び対応方針を報告予定)。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者のうち、競争事業者の一部からは、以下のような事例が存在し、不当な差別的取扱いに該当する疑いがあるのではないかと指摘がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ NTT東日本とNTTドコモが同席の上共同提案を行い、料金面で優位であった当社を退けNTT側が受注した。 ➢ NTTドコモ担当者より、既存契約のあるNTT東日本の契約にメリットが出るよう対応を行う旨、顧客へ打診があり、価格面で優勢であった当社側が失注した。 ● この点、NTTに対し事実確認等を行ったところ、NTTドコモとNTT東西は、それぞれ顧客への提案活動の中で、顧客からNTTドコモ又はNTT東西の社名が明示された上で共同での提案の要望を受けた場合には、顧客に共同で提案を行うこともあるとのことであった。他方で、その提案の際には、NTTドコモとNTT東西がそれぞれのサービスの提案を行っており、両者のサービスを組み合わせたセット割引や、共同提案の際にしか提示しないサービス提供条件は存在しないとのことであった。 ● 令和3年度検証においては、上記指摘については、不当な差別的取扱い等に該当する事実は認められなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な差別的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。 ● 申込日から工事完了日までのリードタイムに関する検証については、NTTからデータを取得の上実施した検証の結果も踏まえて、対応方針を検討。 ● NTT東西及びNTTドコモの間での共同提案活動について、継続的に注視。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><他の電気通信事業者等の業務に対する不当な規律・干渉> NTT東西は、他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉を行うことは禁止されている。(電気通信事業法第30条第4項第3号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、特定の電気通信事業者等に対して不当な規律・干渉を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。 －契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不当な規律・干渉に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。
<p><第一種指定電気通信設備への接続に必要な設備の設置・保守に関する不利な取扱い> 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止されている。(電気通信事業法第31条第2項第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、特定関係事業者に比して不利な取扱いが行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」、「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保。 －「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関し、「コロケーションスペース、電柱、管路・とう道」についての条件を接続約款及び「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」に定め公表することにより同等性を確保。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不利な取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><業務委託に関する不利な取扱い> 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他の電気通信事業者からの業務委託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止されている。(電気通信事業法第31条第2項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、特定関係事業者に比して不利な取扱いが行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」に関し、条件を接続約款に定め公表すること等により同等性を確保。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは不利な取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。
<p><業務を委託する子会社に対する適切な監督> 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社において、当該業務に関して、禁止行為※が行われないことがないよう、当該子会社に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。(電気通信事業法第31条第3項)</p> <p>※ 電気通信事業法第30条第4項各号に掲げる行為及び同法第31条第2項各号に掲げる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、業務を受託した子会社において禁止行為が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －監督対象子会社において、電気通信事業法の遵守、禁止行為の防止徹底に関する責任者の設置、社員研修の実施、自主点検の実施、再委託先の監督等を規定した社内規程を制定。 －全ての監督対象子会社との間で、禁止行為の防止、再委託時の取扱い、責任者の設置、研修・点検の実施、問題発生時の報告義務、契約違反時の措置等を規定した覚書を締結。 －公正競争の確保、禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を、監督対象子会社における全社員・契約社員・派遣社員等を対象に実施。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、禁止行為に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務を委託する子会社に対する適切な監督が行われているか、引き続き注視。

- 「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(令和元年5月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、**NTT東西のサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等**について、NTT東西以外の主要なFTTH事業者に対するアンケート等の実施を含めた確認を行った。
- 確認対象者、確認項目及び確認手法は、市場検証基本方針の別表7に定めたとおり。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
<p>サービス卸ガイドライン「5.電気通信事業法上問題となり得る行為」に関連して、以下の①～⑩の有無等を確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西以外の主要なFTTH事業者から該当する具体的な事例は指摘されていない。 ・なお、昨年度検証において一部の事業者から懸念が表明された、新規開通の際のフレッツ光との開通納期の差異については、7頁のとおり、データを取得次第、総務省において検証を実施予定(次回会合に検証結果及び対応方針を報告予定)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為がないか、引き続き注視していくとともに、個別事案については、状況に応じて、必要な措置をとることとする。

**④ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する
遵守状況等の確認(移動系)**

- 市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、**市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等**について確認を行った。
- 移動系通信における確認対象者、確認項目及び確認方法は、市場検証基本方針の別表6に定めたとおり。
- なお、令和3年度においては、市場検証会議における非公開でのヒアリングを通じた確認も行った。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><接続関連情報の目的外利用・提供> 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第1号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTTドコモに対するヒアリング等を通じて、接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置し、当該渉外業務は、当該部署において一元的に対応。 －当該部署においては、所属する社員が他組織の業務を兼務しておらず、居室を他組織と隔離し電子的認証装置により入退室を管理。 －接続関連情報を専用に取り扱うシステムを構築し、利用する業務ごとに組織・社員を限定した上で利用権限を付与。権限付与状況については定期的に見直しを実施。 －禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 －以上の措置について、相互接続に関する渉外業務を所掌する部署等において点検を実施。 ● 総務省が調査を行った競争事業者のうち、一部の事業者からは、以下のような事例が存在し、接続関連情報の目的外利用・提供や不当な優先的取扱い等に該当する疑いがあるのではないかと指摘がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 課題解決に当たって、モバイル融合型の商材が必要となったため、NTTコム担当者より、NTTドコモを紹介の上、NTTドコモ及びNTTコムの商材を組み合わせた提案が行われている。 ● この点、NTTに対し事実確認等を行ったところ、NTTドコモでは接続関連情報の目的外利用防止のための各種措置を講じており、接続関連情報がNTTドコモの営業部門やNTTコムの営業部門に流出するようなことが生じないよう適切に対処しているとのことであった。 ● 令和3年度検証においては、上記指摘について、接続関連情報の目的外利用・提供や不当な優先的取扱い等に該当する事実は認められなかった(対応方針については次頁も参照。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。

確認結果(暫定)	対応方針
<p>＜電気通信業務に関する不当な優先的取扱い等＞ NTTドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人※に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第2号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTTドコモに対するヒアリング等を通じて、NTTドコモの特定関係法人※に対して不当な優先的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> － 禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 － 新規サービス等を検討する場合に公正競争確保に係るポイントが遵守されているか、一元的にチェックする体制を整備。 ● 総務省が調査を行った競争事業者のうち、一部の事業者からは、以下のような事例が存在し、不当な優先的取扱い等に該当する疑いがあるのではないかと指摘がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ NTTコムが、他のMVNOに大きく先駆け、NTTドコモの提供する00XY自動接続機能に対応したとみられる。 ➢ 当社には、エコミーMVNOについての打診が何らなかった。 ● この点、NTTに対し事実確認等を行ったところ、前者については、MVNOから要望があれば協議に応じる考えである旨は公開の場で説明しており、実際に、MVNOから要望があれば協議に応じてきたところであり、NTTコムよりも先に機能提供を開始しているMVNOも存在しているとのことであった。 ● また、後者については、NTTドコモは、2021年3月にNTTドコモと直接契約があり、かつ他のMNOのグループ企業ではないMVNOへ情報提供を行い、関心を持ったMVNOとは個別に協議を行っているとのことであり、実際、対象となるMVNOへの情報提供は、情報提供の実施対象であるMVNOの全てに対し、同日に実施したとのことであった。なお、情報提供に当たっては、同一資料を用いて対応しており、協議においては、dポイントのシステム連携方法や各種手数料、オペレーション等について説明しているとのことであった。 ● 令和3年度検証においては、上記指摘について、不当な優先的取扱い等に該当する事実は認められなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 不当な優先的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。 • 前頁のとおり、NTTドコモ及びNTTコムの間での法人営業の連携について、継続的に注視。

※ 電気通信事業法第30条に基づき総務大臣が指定する者に限る

⑤ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

- NTTグループに対する累次の公正競争条件がNTTグループ各社において遵守されているか、その遵守状況について確認を行った。
- 確認対象者、確認項目及び確認手法は、市場検証基本方針の別表8に定めたとおり。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
<p><①NTT東西によるネットワークの公平な提供> NTT東西は、回線提供を行う際、NTTドコモ、NTTコム及びNTTデータを不当に有利に扱うことがないよう、これらとの接続条件を他の電気通信事業者と同等としているか。</p>	<p>NTTによれば以下のとおり。令和3年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、NTT東西によるネットワークの公平な提供に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西の回線提供に関し、接続約款による場合は、認可された当該約款の規定に基づき、全事業者一律の提供条件としている。 ・ 接続約款によらず電気通信事業者に対し回線提供を行う契約(卸役務)として、「FTTH卸に係る契約(コラボ光)」、「光提供エリア外における光回線卸に係る契約(フレキシブルファイバ)」がある。 ・ 「FTTH卸に係る契約(コラボ光)」は、異業種からの新規参入事業者など、様々な事業者との間で締結しているが、全ての事業者に対して同一の条件で提供している。その契約内容については、電気通信事業法第38条の2の規定に基づき総務省へ届出を行っている。 ・ 「光提供エリア外における光回線卸に係る契約(フレキシブルファイバ)」は、MNO事業者等の一部事業者との間で締結しているが、設備区間ごとに同一の考え方で料金設定しており、その他提供条件も含め、全事業者に対して同一の条件で提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西によるネットワークの公平な提供が行われているか、引き続き注視。
<p><②各種取引条件等の公平性の担保> NTT持株又はNTT東西とNTTドコモ又はNTTデータとの間において行われる取引を通じて、NTT持株又はNTT東西からの補助が行われていないか。 また、NTT東西とNTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアとの間において行われる取引条件(局舎等の使用、工事・保守の受委託等)について、他の電気通信事業者と同等となっているか。</p>	<p>NTTによれば以下のとおり。令和3年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、各種取引条件等の公平性の担保に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西はNTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアとの間において、主に以下のような取引を行っている。 ・ 取引のうち、販売・取次に関しては、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることがないよう、同種の販売・取次業務を実施している商品・サービスについて同一の条件(※1)にて取扱うこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>情報通信関連商品の販売・取次に係る取引</u> 料金は、1件あたりの販売手数料単金に、販売・取次数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ➢ <u>コラボ光申込要望の取次に係る取引</u> 料金は、1件あたりの販売手数料単金に、取次数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ・ 取引のうち、当社が予め手数料や料率を定めているものについては、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることがないよう、手数料や料率を事業者に開示し、全事業者に対し同一の対価算定の考え方を採用している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>他社商品料金回収代行に係る取引</u> 料金は、1件当たりの単金に、取り扱い件数を乗じて算定する額、および請求額に料率等を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ➢ <u>コラボ光利用者向けサポートに係る契約</u> 料金は、1件あたりの端末設定単金に、設定件数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ・ 局舎等の使用に係る取引は、接続約款の規定に基づき、全事業者一律の提供条件としている。 ・ 上述のとおり、全事業者に対して同一の考え方で対応を行っており、NTTグループ会社のみ有利に取り扱うような対応を行っていないことから、NTT持株またはNTT東西が取引を通じて補助を行う余地はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種取引条件等の公平性が担保されているか、引き続き注視。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
<p><③在籍出向及び役員兼任の禁止> NTT持株又はNTT東西とNTTドコモ又はNTTデータとの間、NTT東西とNTTコムとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。 NTT東西とNTTドコモ又はNTTコムとの間の役員兼任が行われていないか。</p>	<p>平成27年2月の要請に従ってNTT持株及びNTT東西から報告された内容を基に確認したところ、公正競争条件に反する在籍出向は行われていない。 また、NTT東西とNTTドコモ又はNTTコムとの間の役員兼任も行われていない。</p>	<p>・在席出向及び役員兼任の禁止に係る条件が遵守されているか、引き続き注視。</p>
<p><④独立した営業部門の設置> NTTコムは、NTT東西との間で独立した営業部門を設置しているか。 利用者の利便性維持のためにNTT東西が、NTTコムの販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一となっているか。</p>	<p>NTTによれば以下のとおり。令和3年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、独立した営業部門の設置に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西が、他の事業者の情報通信関連商品の販売・取次業務を受託するにあたっては、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることがないよう、同種の販売・取次業務を実施している商品・サービスについて同一の条件(※1)にて取扱うこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 料金は、1件あたりの販売手数料単金に、販売・取次数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 <p>(※1)『同一の条件』については、収支が相償わない場合や、NTT東西の商品と競合する場合を除き、他社に対して、委託者が提示する委託料が、当社の稼働費用を上回る場合においては受託を行うという考え方を全事業者に対して一律に採用している。加えて、複数の事業者から同種の商品の販売・取次業務を受託することとなった場合には、各事業者の商品を公平に取り扱う為、顧客から提供会社名・商品名を指定しない申込を受けた際には、受託している商品の中から顧客の要望に合う商品を並列的に説明・提案を行っている。</p>	<p>・独立した営業部門の設置に係る条件が遵守されているか、引き続き注視。</p>
<p><⑤顧客情報その他の情報の公平な提供> NTT東西とNTTコムとの間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とされているか。</p>	<p>NTTによれば以下のとおり。令和3年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、顧客情報その他の情報の公平な提供に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西のサービスに係る顧客情報データベースとNTTコムのサービスに係る顧客情報データベースは平成11年7月1日の再編時点をもって論理的な分離を実施しており、NTTコムにおいて独自の顧客管理システムが構築された平成15年第3四半期までにシステム共有の解消を図り、データベースの分離が完了している。 ・ 上述の内容については、「日本電信電話株式会社の再編後の状況の報告について」(郵電政第73号[平成11年7月1日])に基づき、総務省へ報告している。 ・ なお、NTT東西と接続する電気通信事業者がユーザへ料金の請求を行う等の目的で、NTT東西の顧客情報を照会する場合があるが、当該手続きや条件等については接続約款に定めており、全ての事業者が公平に顧客情報を照会することが可能である。 	<p>・顧客情報その他の情報の公平な提供が行われているか、引き続き注視。</p>

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
<p>＜⑥共同資材調達の扱い＞</p> <p>「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(令和2年8月)に基づいた措置を実施しているか。</p>	<p>NTTによれば、令和2年9月から令和3年3月までにおいて、共同調達の実施件数は0件に留まっており、NTTグループ各社における共同調達のマッチング率(=共同調達の成立件数÷調達依頼件数)も0%となっている。また、NTTによれば、共同調達受付窓口では、他事業者に対して、NTTグループ会社と同等の条件で共同調達に参加する機会を設けるため、ホームページで問合せフォームを開設しているが、これまで、他事業者からの事前相談や問い合わせは1件も寄せられていないとのことであった。</p> <p>なお、NTTによれば、他事業者に対して、共同調達への参加の検討に資する以下の情報をホームページで公表しているとのことであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 共同調達事業者及び共同調達受付窓口への委託費、料金体系(共同調達実施計画及び共同調達受付窓口ホームページで公表) ✓ 共同調達案件に含まれる主な資材の内容(2021年度第1四半期共同調達実施状況で公表) ✓ 共同調達への参加にあたっての留意事項、受付フロー等(共同調達受付窓口ホームページで公表) <p>このような状況を踏まえ、事業者アンケートにおいて、他事業者に対し、共同調達に参加しなかった理由等を確認した(※2)。その結果、他事業者からは、以下のような意見が寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まだ様子見の段階。情報提供は、現時点では十分なされていると考えているが、将来的に調達実績などが展開されれば望ましい。 ・ 参加を検討したことはあるが、経済的な条件が合わなかったため見送った。 ・ 告知については不十分。一定規模の事業者に対してはプッシュ型の通知をもってされるべき。 ・ NTTグループ会社以外の電気通信事業者と行われた共同調達の情報がなく、具体的な共同調達の効果を把握できる情報があるとよい。 <p>これらを踏まえれば、情報提供面において、参加した場合の効果を提示するなど、周知方法の工夫を行う余地はあると考えられるが、仕組みとして構築されて間もないことから、その推移を見守っている事業者もおり、今後の状況推移を継続的に注視していく必要があると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に基づいた措置を実施しているか、引き続き注視。 <p>(※2) 今後、共同調達の実施件数が増大した場合には、個別の共同調達案件について、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に照らして問題がないかを検証することになる。</p>
<p>＜⑦研究開発成果の公平な開示等＞</p> <p>NTT持株又はNTT東西が、NTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアに対して行う研究成果に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同等とされているか。</p>	<p>NTTによれば以下のとおり。令和3年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、研究開発成果の公平な開示等に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発成果の開示・利用に関して、当社は、電気通信ネットワークの接続に不可欠な技術をはじめとした研究開発成果を、原則(※3)としていつでも適正な対価を前提に技術開示を行っている。 ・ 具体的には、持株の基盤的研究開発成果については、ホームページ等で公開し、その成果の活用を希望される方に、適正かつ公平な条件での提供に努めており、全事業者に対して一律に対応を行っている。 ・ 技術開示にあたっては、「基盤的研究開発費用の負担による利用(※4)」と「適正な対価を前提にした技術開示による利用」がある。NTT持株の研究成果に対しては、両者のうちどちらかを選択、NTT東西の研究成果においては、後者により技術開示を行う。 ・ なお、NTT持株及びNTT東西は「日本電信電話株式会社の再編成後の状況報告について」に基づき、技術の開示状況等について、総務省へ報告している。 <p>(※3) プライバシーやセキュリティの保護に関連する研究開発成果はライセンスができない場合がある。また、研究開発の段階によってはすぐにライセンスに応じることが難しい場合がある。</p> <p>(※4) 基盤的研究開発のリスクテイクを前提とした費用負担により、その結果として創出される成果を利用するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発成果の公平な開示等に係る条件が遵守されているか、引き続き注視。

參考資料

事業者アンケートについて

- 市場動向の分析及び業務の適正性確認の一環として、電気通信事業者らに対するアンケートを以下のとおり実施。

<p style="text-align: center;">対象者</p>	<p>【電気通信事業分野における市場動向の分析関係】</p> <p>○電気通信市場全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動系通信(55者):MNO事業者(7者)、SIMカード型契約数が5万以上のMVNO事業者(31者※)、その他(18者) ※MNOと重複あり(1者) ・固定系通信(51者):自己設置又は接続の契約数10万以上の事業者(20者)、回線の卸提供を受ける契約数が3万以上の事業者(31者) <p>○法人向けサービス: NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、NTT東西、NTTコム、NTTデータ、NTTコムウェア、IIJ、オプテージ</p> <p>○(法人向けサービスのうち)ローカル5G: NTT東西、NTTドコモ、NTTコム、KDDI、沖縄セルラー電話、ソフトバンク、楽天モバイル、UQコミュニケーションズ、WCP</p> <p>○(法人向けサービスのうち)IoT向け通信サービス: IoT関係事業者(回収数:88者)</p> <p>【電気通信事業者の業務の適正性等の確認関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制対象事業者:NTT東西、NTTドコモ ・その他の事業者:上記3者以外のアンケート(電気通信市場全体)対象者(移動:54者、固定:49者)
<p style="text-align: center;">実施方法</p>	<p>総務省において実施(必要に応じて民間事業者に委託)</p>
<p style="text-align: center;">実施期間</p>	<p>令和4年1月14日～2月14日(民間事業者に委託したものは令和4年2月7日～3月4日)</p>

※NTT東西、NTTドコモ以外の事業者向けのもの

- ① NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供を行っていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ② NTT東西が特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与を行っていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ③ NTT東西が他の電気通信事業者に対し、電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務について、NTTドコモ又はNTTコムに比べて不利な取扱いを行っていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ④ NTT東西との間で、NTT東西から優先的な取扱い・利益付与又は不利な取扱い・不利益付与を受けることを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約(契約の有無、契約の具体的内容)
- ⑤ NTT東西との間で、NTT東西に対し優先的な取扱い・利益付与を行うことを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約(契約の有無、契約の具体的内容)
- ⑥ NTT東西が他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当な規律又は干渉をしていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ⑦ NTT東西が自社に対し、その業務について、不当な規律又は干渉をしていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ⑧ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等
- ⑨ サービス卸に関して、NTT東西が、サービス卸ガイドラインに掲げる電気通信事業法上問題となり得る行為を行っていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)等
- ⑩ サービス卸を利用したFTTHアクセスサービスの提供に当たっての課題、サービス卸に関する意見・要望

※NTT東西、NTTドコモ以外の事業者向けのもの

禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（移動系通信）

- ① NTTドコモが接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供を行っていると思われる具体的な事例（事例の有無、事例の具体的内容）
- ② NTTドコモがNTTドコモの特定関係法人（総務大臣が指定するものに限る。）に対する不当に優先的な取扱い・利益付与を行っていると思われる具体的な事例（事例の有無、事例の具体的内容）
- ③ NTTドコモとの間で、NTTドコモから優先的な取扱い・利益付与を受けることを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約（契約の有無、契約の具体的内容）
- ④ NTTドコモとの間で、NTTドコモに対し優先的な取扱い・利益付与を行うことを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約（契約の有無、契約の具体的内容）
- ⑤ NTTドコモが他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、規律をし、又は干渉をしていることにより、不当な競争を引き起こしていると思われる具体的な事例（事例の有無、事例の具体的内容）
- ⑥ NTTドコモが自社に対し、その業務について、規律又は干渉をしていることにより、不当な競争を引き起こしていると思われる具体的な事例（事例の有無、事例の具体的内容）
- ⑦ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

その他

- ① NTTドコモ以外のMNOにおけるグループ内事業者への優先的な取扱いや、接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が疑われる事例があれば、そうした事例の詳細
- ② 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」（令和2年8月）に基づく共同調達への参加を検討したが参加しなかった場合の理由（参加を検討したことがない場合、その理由）
- ③ 上記共同調達の実施にあたり、NTTグループ会社以外の電気通信事業者の参加を促進するよう、NTTにおいて、円滑な参加に必要な情報の提供が十分なされている認識か否か（情報の提供が不十分という認識の場合、具体的な不足点）
- ④ 上記共同調達について、公正な競争を確保する上での課題

非公開ヒアリング(NTT東西、NTTドコモ)について

- 令和3年度年次計画に基づき、市場検証基本方針別表5及び別表6の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等に関する確認項目のうち、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について確認するため、**市場検証会議において、NTT東西及びNTTドコモへのヒアリングを非公開で実施。**

【対NTT東西】

ヒアリング実施日	令和4年1月26日
ヒアリングにおけるNTT東西の説明(概要)	<p>接続関連情報の適正な取扱いに関する取組み及び接続の接続における同等性の確保に関する取組みについて、NTT東西よりヒアリング。NTT東西の説明内容の概要は以下のとおり。</p> <p><u>1. 接続関連情報の適正な取扱いに関する取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 他事業者との接続の業務に関して知り得た情報(接続関連情報)の適正な取扱いのため、電気通信事業法等関連法令の定めに基づき、それぞれに設備部門及び監視部門を規定。 設備部門では、社内規程に基づき体制を整備し、居室分離等の物理的対策、システムへのアクセス権管理等の技術的対策、設備部門の業務に従事する全ての社員に対する研修等の人的対策等を行うと共に、これら対策の実施状況について定期的な点検を実施。 監視部門では、社内規程に基づき、設備部門が実施したこれらのマネジメントサイクルについて、客観的な立場から確認を実施。設備部門から提出を受けた書面の確認、バックデータ等との突合による確認、設備部門への実査による確認等を行い、その結果について、業務執行を決定する機関に報告。 監視の手段については、点検結果書面による確認、バックデータとの突合による確認、設備部門における管理の証跡との突合による確認、システムログ等を用いた確認、設備部門への実査を通じた確認、必要に応じて管理者や担当者へのヒアリングによる確認等、複数の確認方法を監視の対象や内容に応じて選択。 <p><u>2. 接続の同等性確保に関する取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 監視部門では、他事業者との接続や自社の電気通信役務の提供に係る同等性の監視として、「接続の実施の経緯(リードタイム)」、「接続に係る接続の条件(納期遵守率)」に着目して他社接続と自社接続の実績を比較し、それらの結果が接続約款や相互接続に関する協定、またはこれらに準ずる接続となっているか、電気通信事業法等に基づく監視を行い、その結果を総務大臣に報告。 設備部門が抽出した全ての他事業者接続を平均し得られたリードタイムが、接続約款及び相互接続に関する協定に則った内容となっているかを確認。また、他事業者接続、自社接続をそれぞれ平均し得られたリードタイム、納期遵守率を比較することにより、同等性に問題がないかを確認。

ヒアリングにおける 構成員からの 主な指摘事項

- ・リードタイムの検証について、①: 申込日～回答日 ②: 申込日～提供可能日 ③: 申込日～工事完了日のうち、①及び②のリードタイムだけでなく、③のリードタイムについても、他社又は自社の顧客対応の期間が含まれるにせよ、市場検証会議における検証対象とすべきではないか。
- ・リードタイムの同等性検証に当たり、平均値以外の指標の算出や、事業者別の数値の算出など、詳細な分析が必要ではないか。
- ・監視部門における監視基準はどうなっているのか。
- ・監視部門からの是正勧告の実態や業務執行決定機関への報告後の対応フローはどうなっているのか。
- ・設備部門における業務フローに監視部門の事前チェックを組み込むことにより、より実効性のある監視体制とすべきではないか。

追加確認内容

ヒアリング内容を受け、後日追加確認を書面で実施。確認事項は以下のとおり。

- ・設備部門における四半期毎の点検項目の一覧。
- ・設備部門における接続関連情報の持出しに当たっての承認基準及び持出しが承認される場合の具体例。
- ・監視部門における確認の結果、指摘事項又は指導等を行った事例の詳細(過去5年度分)。
- ・監視部門からの指摘事項又は指導等を受けた設備部門における改善の取組の詳細(過去5年度分)。
- ・監視部門における点検項目の一覧。
- ・監視結果の報告の対応フローに関する内規の内容。
- ・接続関連情報の持出し管理に関し、メールによる流通が主とのことであったが、メールが再転送されていないかなど、他部門における利用のされ方について、どのような監視をしているのか。
- ・NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証に必要な以下のデータ。
 - 令和2年10月から令和3年9月までにおける、加入光ファイバ、中継光ファイバ、光サービス卸に係るリードタイムについて、NTTグループ各社及び他事業者のうち主要な事業者別の平均日数及び日数の分布
 - 納期を遵守できなかった件数、割合、事業者名及び遵守できなかった要因(令和2年度分)
- ・「納期遵守率」の計算に当たっての「納期」の定義の詳細。

なお、上記確認事項について、主要な確認結果は以下のとおり。

- ・監視部門における確認の結果、指摘事項又は指導等を行った事例の詳細(過去5年度分)。
- ・監視部門からの指摘事項又は指導等を受けた設備部門における改善の取組の詳細(過去5年度分)。
 - ⇒情報の持出管理、アクセス権限管理、委託先管理に関して、監査部門からの指摘事項を受け、設備部門における改善の取組がなされていることを確認した。
- ・NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証に必要な以下のデータ。
 - 令和2年10月から令和3年9月までにおける、加入光ファイバ、中継光ファイバ、光サービス卸に係るリードタイムについて、NTTグループ各社及び他事業者のうち主要な事業者別の平均日数及び日数の分布
 - 納期を遵守できなかった件数、割合、事業者名及び遵守できなかった要因(令和2年度分)
- ⇒7頁のとおり、確認結果は次回会合に報告予定。

【対NTTドコモ】

<p>ヒアリング実施日</p>	<p>令和4年3月8日</p>
<p>ヒアリングにおけるNTTドコモの説明(概要)</p>	<p>接続関連情報の目的外利用の防止に向けた取組み及び不当に差別的な取扱い等の防止に向けた取組みについて、NTTドコモよりヒアリング。NTTドコモの説明内容の概要は以下のとおり。</p> <p><u>1. 接続関連情報の目的外利用の防止に向けた取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者対応窓口として独立した組織(接続推進室)を設置。 ・接続推進室の物理的な隔離(他組織と居室を分離、入退室管理を実施)を実施。 ・接続関連情報は専用システムで取扱い、厳格なアカウント管理を実施。 ・情報の持ち出しや社外開示の際、責任者による承認等を実施。 ・専用システムのアカウント付与状況等に関して監査部等による定期的な監査を実施。 ・公正競争ルールに関する研修(接続推進室着任時及び全社員向けの定期研修)を実施。 <p><u>2. 不当に差別的な取扱い等の防止に向けた取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新サービス等の企画・検討時や設備構築・開発の検討時等に法令チェックを必須とする社内ルールを制定。 ・電気通信事業法は料金企画室、その他関係法令は法務部が主体的に内容を確認し法令順守を徹底。 ・NTTグループ内の取引については、公正競争観点での確認(電気通信業務について自己の関係事業者に対する不当に差別的な取扱い等がないか、電気通信業務以外についてNTT東西が電気通信事業法第31条等に抵触する内容になっていないか)を実施。
<p>ヒアリングにおける構成員からの主な指摘事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公正競争観点での確認について、どのような基準で判断するのか。 ・他事業者に対する情報提供のタイミングについて、どのように確認しているのか。 ・接続関連情報の持ち出しについて、どのような媒体により行われ、年間にどのくらいの頻度で行われるのか。 ・接続関連情報の取扱いについて問題の指摘が行われた場合はあったのか。 ・禁止行為規制の遵守のための社内での取組全体について、どれくらいの頻度で取組内容がアップデートされてきたのか。